

資料集・様式集

1. 高知県政務活動費の交付に関する条例	33～39
2. 高知県政務活動費の交付に関する規程	40～41
3. 規程にかかる様式類	42～51
(1) 会派結成届（第1号様式）	42
(2) 会派異動届（第2号様式）	43
(3) 会派解散届（第3号様式）	44
(4) 会派及び議員の通知（第4号様式）	45
(5) 会派に係る政務活動費請求書（第5号様式）	46
(6) 議員に係る政務活動費請求書（第6号様式）	47
(7) 会派に係る収支報告書（第7号様式）	48～49
(8) 議員に係る収支報告書（第8号様式）	50～51
4. 情報通信技術を活用した高知県議会の活動の 推進に関する条例	52～55
5. 情報通信技術を活用した高知県議会の活動の 推進に関する条例施行規程	56～58
6. 高知県政務活動費に係る収支報告書の閲覧に関する要綱	59～60
7. 使途基準に基づく様式	61～65
(1) 業務委託見積書	61
(2) 政務活動記録簿	62
(3) 政務活動記録簿兼旅費計算書	63
(4) 政務活動海外調査計画書	64
(5) 政務活動海外調査報告書	65
8. 会計帳簿（参考様式）	66～71
(1) 出納簿	66～67
(2) 支出伝票	68～71

高知県政務活動費の交付に関する条例

(平成 13 年 3 月 6 日条例第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、高知県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、高知県議会における会派及び議員に対し、政務活動費（同条第 14 項の政務活動費をいう。以下同じ。）を交付することその他政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第 2 条 政務活動費は、高知県議会の会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者に対し交付する。

(会派に係る政務活動費)

第 3 条 会派に係る政務活動費は、月額 14 万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を当該会派に対し交付する。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務活動費)

第 4 条 議員に係る政務活動費は、月額 14 万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第 5 条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、所属議員のうちから代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は、議長が定める様式による会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、議長が定める様式による会派異動届を議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、当該会派が解散したときは、議長が定める様式による会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第 6 条 議長は、前条第 1 項の規定により会派結成届のあった会派及び政務活動費の交付を受けようとする議員について、毎年度 4 月 5 日までに、議長が定める様式により知事に通知しなければならない。

- 2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき又は議員の異動が生じたときは、議長が定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付等の決定)

- 第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定又は変更の決定を行い、当該会派の代表者及び当該議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

- 第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の14日(その日が高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下この項において「県の休日」という。)に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日)までに、議長が定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、当該任期が満了する日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに、政務活動費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき又は選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、当該会派が結成された日又は任期が開始した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派又は当該当選議員に対し交付する。
- 4 前項の規定による政務活動費の請求は、第1項の規定にかかわらず、前条の規定による通知を受けた日から14日以内にするものとする。
- 5 一四半期の途中において会派の所属議員数に異動が生じたときは、当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分から調整する。この場合において、既に交付した政務活動費の額が異動後の当該会派の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは知事は当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の当該会派の所属議員数に基づいて算定した額を上回るときは当該会派は当該上回る額を速やかに返還しなければならない。
- 6 会派の代表者は、一四半期の途中において当該会派が消滅したときは、当該事由が発生した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。
- 7 議員は、一四半期の途中において、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該事由が発生した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

- 第9条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書)

第10条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、議長が定める様式により翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、当該会派が消滅したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、議長が定める様式により当該事由が発生した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、議長が定める様式により当該事由が発生した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 政務活動費の支出に係る会計帳簿及び領収書その他の証拠書類の写し

(2) 主要な政務活動の内容を記載した書類

(収支報告書等の写しの送付)

第11条 議長は、前条の規定により提出された収支報告書及び同条第4項各号に掲げる書類（以下「収支報告書等」という。）の写しを知事に送付するものとする。

(政務活動費の返還)

第12条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費の支出（第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出に限る。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存及び公表)

第13条 第10条の規定により提出された収支報告書等の保存期間は、5年間とする。

2 議長は、前項の規定により保存されている収支報告書等（当該収支報告書等に記載されている情報のうち、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項各号に掲げる情報を除く。次項において同じ。）を高知県議会のホームページにより公表するものとする。

3 議長は、前項の規定によるほか、請求があったときは、第1項の規定により保存されている収支報告書等を閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第14条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行うこと等により政務活動費の適正な運用を期するとともに、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付その他政務活動費に関し必要な事項は、議長が定める。

別表第1（第9条関係）

経費	内容
調査研究費	会派（所属議員を含む。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	<ol style="list-style-type: none"> 1 会派（所属議員を含む。）が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広報広聴費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	<ol style="list-style-type: none"> 1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2（第9条関係）

経費	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広報広聴費	議員が行う県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所及び宿所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月16日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年7月29日条例第30号)

この条例は、規則で定める日(平成20年規則第73号で、平成20年9月1日とする。)から施行する。

附 則(平成20年12月24日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年1月4日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日(平成25年規則第3号で平成25年3月1日とする。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県政務活動費の交付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付される政務活動費について適用し、施行日前にこの条例による改正前の高知県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付された政務調査費(次項の規定により政務調査費とみなされるものを含む。)については、なお従前の例による。

3 新条例の規定は、平成25年度分以降の政務活動費について適用し、平成24年度分の政務活動費(施行日から平成25年3月31日までの分のものをいう。)については、旧条例の規定により交付された平成24年度分の政務調査費の一部とみなすものとする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第5条第1項の規定により提出されている会派結成届(会派異動届を含む。以下この項において同じ。)は、施行日において新条例第5条第1項の規定により提出された会派結成届とみなす。

(高知県議会基本条例の一部改正)

5 高知県議会基本条例(平成21年高知県条例第72号)の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「(政務活動費)」に改め、同条第1項中「調査研究」を「調査研究その他の活動」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「政務調査費の交付については、高知県政務調査費の交付に関する条例」を「政務活動費の交付については、高知県政務活動費の交付に関する条例」に改める。

附 則(平成 26 年 12 月 26 日条例第 84 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 事務所費の項の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の高知県政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成 26 年度分以降の政務活動費について適用する。
- 3 この条例(附則第 1 項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の高知県政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

高知県政務活動費の交付に関する規程

(平成13年4月1日議会告示第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県政務活動費の交付に関する条例(平成13年高知県条例第1号。以下「条例」という。)の規定に基づき、政務活動費の交付その他政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第5条第1項の会派結成届は別記第1号様式に、同項の会派異動届は別記第2号様式によるものとする。

2 条例第5条第2項の会派解散届は、別記第3号様式によるものとする。

(会派等の通知書)

第3条 条例第6条の知事への通知書は、別記第4号様式によるものとする。

(政務活動費の請求書)

第4条 条例第8条第1項の知事への請求書は、会派に係る政務活動費については別記第5号様式に、議員に係る政務活動費については別記第6号様式によるものとする。

(収支報告書)

第5条 条例第10条第1項から第3項までの収支報告書は、会派に係る政務活動費については別記第7号様式に、議員に係る政務活動費については別記第8号様式によるものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第6条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期間の末日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第7条 条例第13条第3項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日(その日が高知県の休日(以下この項において「県の休日」という。))に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日)からすることができる。

2 条例第13条第3項の規定による収支報告書等の閲覧は、高知県議会事務局長が指定する場所で、県の執務時間内にしなければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月29日議会告示第4号)

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成20年12月24日議会告示第9号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の高知県政務調査費の交付に関する規程の規定は、平成21年4月1日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年1月4日議会告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(平成25年政令第27号で、平成25年3月1日となる。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の高知県政務活動費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費(高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成25年高知県条例第3号)附則第3項の規定により政務調査費とみなされるものを含む。)については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月28日議会告示第6号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県議会議長

様

会派名

代表者名

会派結成届

高知県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の結成年月日
- 2 会派の名称
- 3 会派の代表者の氏名
- 4 会派の政務活動費経理責任者の氏名
- 5 会派の所属議員数
- 6 会派の所属議員の氏名

年 月 日

高知県議会議長 様

会派名
代表者名

会派異動届

会派結成届で届け出ました内容について異動がありましたので、高知県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

項目	新	旧
会派の名称		
会派の代表者の氏名		
会派の政務活動費経理責任者の氏名		
会派の所属議員数		
異動のあった会派の所属議員の氏名	(新たに所属議員となった議員の氏名)	(所属議員でなくなった議員の氏名)

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県議会議長

様

会派名

代表者名

会派解散届

会派を解散しましたので、高知県政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 会派の解散年月日

年 月 日

高知県知事

様

高知県議会議長

政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について

高知県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項（第2項）の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員（の異動・の解散）について下記のとおり通知します。

記

- 1 会派について
別添会派結成（異動・解散）届のとおり

- 2 議員について
別添議員名簿のとおり

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

会派名
代表者名

⑩

年度第 四半期政務活動費請求書

高知県政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 金 円
ただし、 年 月分から 年 月分まで（所属議員数 名）
- 2 所属議員の氏名

第6号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

氏名 ⑩

年度第 四半期政務活動費請求書

高知県政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円
ただし、 年 月分から 年 月分まで

第7号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県議会議長

様

会派名

代表者名

年度政務活動費に係る収支報告書について

高知県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項（第2項）及び第4項の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書に關係書類を添えて提出します。

(別紙)

年度政務活動費収支報告書

会派名_____

1 収入

政務活動費_____円

2 支出

(単位：円)

経費	金額	内訳
調査研究費		
研修費		
広報広聴費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
人件費		
合計		

3 残金

_____円

添付書類 高知県政務活動費の交付に関する条例第10条第4項各号に掲げる書類

第8号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県議会議長

様

氏名

年度政務活動費に係る収支報告書について

高知県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項（第3項）及び第4項の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書に關係書類を添えて提出します。

(別紙)

年度政務活動費収支報告書

氏名_____

1 収入

政務活動費_____円

2 支出

(単位：円)

経費	金額	内訳
調査研究費		
研修費		
広報広聴費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
事務費		
人件費		
合計		

3 残金

_____円

添付書類 高知県政務活動費の交付に関する条例第10条第4項各号に掲げる書類

情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例

(令和6年3月26日条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した高知県議会（以下「議会」という。）の活動の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づき制定するものをいい、高知県議会委員会条例（昭和38年高知県条例第16号）を除く。）及び議会又は議会の議長（以下「議長」という。）が定める規程（議長が別に定める規程を除く。）をいう。
- (2) 議会等 議会、議長、議会の議員（第4条第3項において「議員」という。）又は議会の事務局の職員であつて条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき議会等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき議会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

関連情報

(電子情報処理組織による申請等)

- 第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該議会等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において高知県収入証紙による収入の方法をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって議長が定めるものをもってすることができる。

【令和9年8月1日施行】

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって議長が定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当であると認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行う

ことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（議員に対する処分通知等であって議長が定めるものにあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当であると認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の規定に基づき電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして議長が定めるもの
第3条から前条までの規定
- (2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第3条及び第4条の規定
- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第5条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の議長が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議会等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した措置であって当該書面等の区分に応じ議長が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例施行規程

(令和7年3月28日議会告示第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例（令和6年高知県条例第1号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定により議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等を電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会等に対して申請等を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）において識別することができるものに限る。）であつて、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき同条第5項の登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、議長が定めるもの

2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語の意義は、情報通信技術活用条例において使用する用語の例による。

(適用除外規程)

第3条 情報通信技術活用条例第2条第1号の議長が別に定める規程は、高知県議会傍聴規則（昭和36年12月高知県議会告示第1号）とする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 情報通信技術活用条例第3条第1項の議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機(議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものに限る。第9条において同じ。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 情報通信技術活用条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して申請等を行う者は、議長が別に定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、前条の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名(申請等を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。次条において同じ。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)申請等について、第1項の規定により当該複数の書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第6条 情報通信技術活用条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名又は前条第2項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術活用条例第4条第4項及び第6条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名とする。

(情報通信技術による手数料の納付方法)

第7条 情報通信技術活用条例第3条第5項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって議長が定めるものは、第5条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当であると認められる部分がある場合)

第8条 情報通信技術活用条例第3条第6項の議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると議長が認める場合

2 情報通信技術活用条例第4条第5項の議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると議長が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第9条 情報通信技術活用条例第4条第1項の議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第10条 議会等は、情報通信技術活用条例第4条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第11条 情報通信技術活用条例第4条第1項ただし書の議長が定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第9条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の議長の定めるところにより行う届出

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第12条 議会等は、情報通信技術活用条例第5条第1項の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、議会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等の方法)

第13条 議会等は、情報通信技術活用条例第6条第1項の規定に基づき電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により行うものとする。

(その他の手続等への準用)

第14条 議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等（情報通信技術活用条例第3条から第8条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規程の規定の例による。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

高知県政務活動費に係る収支報告書等の閲覧に関する要綱

(閲覧場所)

第1条 高知県政務活動費の交付に関する規程（平成13年4月高知県議会告示第2号。第7条において「規程」という。）第7条第2項に定める高知県議会事務局長が指定する場所は、県議会議事堂3階の図書室とする。

(閲覧手続)

第2条 収支報告書等の閲覧をしようとする者は、別記様式による閲覧申込書に指定の事項を記入し、議長に提出するものとする。

(閲覧方法)

第3条 閲覧者は、係員の指示に従い、会派及び議員から提出された収支報告書等を閲覧することができる。

(複写の禁止)

第4条 閲覧者は、収支報告書等を複写することはできない。

(写しの交付)

第5条 収支報告書等の写しの交付を受けようとする者は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第5条の規定により請求することができる。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧場所には、カメラ、コピー機器等を持ち込まないこと。
- (2) 閲覧場所では、音読、談話、飲食及び喫煙並びに他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 閲覧者は、収支報告書等を室外に持ち出し、又は滅失し、若しくは汚損してはならない
- (4) 係員の指示に従うこと。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 議長は、閲覧者が規程又はこの要綱に違反する場合及び特に必要と認めるときは、その閲覧を停止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成14年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年政令第27号で、平成25年3月1日となる。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費（高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25高知県条例第3号）附則第3項の規定により政務調査費とみなされるものを含む。）については、なお従前の例による。

別記様式(第2条関係)

※整理番号	
-------	--

閱 覧 申 込 書

高知県政務活動費に係る収支報告書等を閲覧したいので申し込みます。

年 月 日

高知県議会議長 様

住 所

氏 名

閲覧を希望するものに○をつけてください

年度会派提出分

年度議員提出分

注 ※欄は、記入する必要はありません。

業 務 委 託 見 積 書

_____ 様

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

業務委託について下記のとおり見積します。

記

1 業務委託の名称 _____

2 委 託 料 _____ 円

3 委託期間（納期） 年 月 日～ 年 月 日

4 業務委託の目的

5 業務委託の方法及び内容

6 業務委託の成果物

政 務 活 動 記 録 簿

(会派 ・ 個人)

議員名

月日	活 動 内 容 等	調査先等	発着地	場 所 移動距離	旅費額(円)				備考	費目
					自家用車 (37円/km)	高速道路・駐車 場利用料等	公共交通機 関	総旅費額		

62

※1 政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、按分計算後の額を記載すること

※2 県外へ出張した場合又は県内で宿泊した場合は、別紙「旅費計算書」を添付すること

※3 領収書等は裏面に貼付すること

★費目

調査研究費は「調」
 研修費は「研」
 広報費は「広」
 要請陳情等活動費は「要」と記載

政務活動海外調査計画書

年 月 日 提出

高知県議会議長 様

議員名（署名）_____

政務活動における海外調査を下記のとおり計画しましたので提出します。

1 調査期間	年 月 日 ~ 月 日 (泊 日)
2 調査先	(別紙行程表のとおり)
3 調査テーマ及び内容	

※参考様式のため、1から3の項目があれば、この様式にこだわらない。

政務活動海外調査報告書

年 月 日 提出

高知県議会議長 様

議員名（署名）_____

政務活動における海外調査に関する報告書を下記のとおり提出します。

1 調査期間	年 月 日 ～ 月 日（泊日）
2 調査先	（別紙行程表のとおり）
3 調査結果	

※参考様式のため、1から3の項目があれば、この様式にこだわらない。

(おもて)

年度区分	整理番号
年度	

代表者	経理責任者	受領者

会派名 _____

政務活動費支出伝票(会派用)			
金	円	支出年月日	年 月 日
1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務費 9 人件費			

内容	
----	--

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

(うら)

年度区分	整理番号
年度	

会派名 _____

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

(おもて)

年度区分	整理番号
年度	

議員名 _____

政務活動費支出伝票(議員用)

金	円	支出年月日	年	月	日
1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 8 事務費 9 人件費					
内容					

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

(うら)

年度区分	整理番号
年度	

議員名

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)